

**国民健康保険加入者の皆さんへ****●人間ドック受診料を助成します**

疾病の早期発見及び予防のため、定期的な検診を受け健康状態をチェックしましょう。

■**対象**／松伏町国民健康保険の被保険者で、次の要件にすべて該当する方

- ・受診申請日及び受診日に加入している方
- ・受診日に35歳以上の方
- ・国民健康保険税を完納されている方

■**申込み**／保険証及び免許証などの本人確認書類を持参し、住民ほけん課窓口で申請してください。

※受診票を発行しますので、受診前に申請してください。  
(受診後の申請は受付できません。)

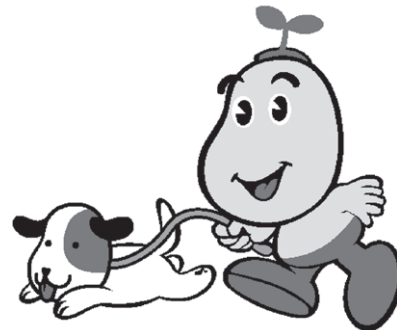
■**定員**／150名(定員になり次第締切り)

■**自己負担額**／

【指定医療機関】15,000円(埼玉野村病院又は埼玉筑波病院)

【指定医療機関以外】いったん全額を自己負担し、受診項目を確認した上で受診後に助成金を交付します。(助成金額は、検診料総額が35,000円以上のときは20,000円、35,000円未満のときは検診料総額から15,000円を差し引いた金額)

※保健事業の実施にあたり、人間ドック検診結果表(写)を町へ提出していただきます。

**●特定健診(個別健診)の受診期間は10月30日(土)までです**

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、1年に1回の実施が医療保険者(協会けんぽ、共済組合、国民健康保険など)に義務づけられています。対象者には、6月上旬に特定健診受診券及び案内文書を送付しています。

■**対象者**／4月1日における松伏町国民健康保険加入者で、年間を通じて加入予定の40歳以上の方(年度中に40歳になる方、後期高齢者医療制度へ移行予定で受診日において74歳の方を含む)

■**自己負担額**／個別健診 1,000円(町内の指定医療機関で実施します。)

**●交通事故などで国民健康保険証を使うときには届出を**

交通事故などで傷病を受けた場合に加害者がいるときは、第三者の行為で起きた傷病なので原則、加害者がその損害を補償することになります。

しかし、第三者から傷病を受けた場合でも国民健康保険証を使用して医師の診察を受けることができます。その際には、必ず住民ほけん課国保年金担当に届け出て、「第三者行為による被害届」等を提出してください。

■**必要なもの**／保険証、事故証明書(後日でも可)